

# 健やか未来都市ちばプラン最終評価関連調査等業務委託仕様書

## 1 件 名

健やか未来都市ちばプラン最終評価関連調査等業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和4年3月22日まで

## 3 委託内容等

### (1) 目 的

平成25年度に策定した「健やか未来都市ちばプラン」の各健康目標の達成状況を把握し、最終評価を行うため、市民及び市内事業所を対象とした以下の調査を実施し、回答結果の集計を行う。

### (2) 各調査の概要

#### ア 食習慣実態・生活習慣等調査

無作為抽出した15歳以上の市民2,700人を対象に、食習慣実態及び生活習慣状況等に関する調査を実施

食習慣実態調査は、「簡易式自記式食事歴法質問票（BDHQ及びBDHQ15y）」を使用し、希望者には個人結果帳票を返送する。

#### イ 小学生・中学生・高校生状況調査

市内の小学生（8校、4・5・6年生、1,300人程度）・中学生（6校、2年生、1,100人程度）・高校生（8校、2年生、1,400人程度）を対象に、身体活動調査、食生活実態調査、喫煙・飲酒状況調査及び思春期保健調査を実施する。

#### ウ 乳幼児健康診査時調査

4か月児健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診の対象となる乳幼児（3,600人程度）の保護者を対象に、育児等に関する調査を実施する。

#### エ 母親＆父親学級における参加者アンケート

母親＆父親学級の参加者（妊婦及びそのパートナー。350組程度）を対象に、妊娠時における生活習慣・意識等に関する調査を実施する。

#### オ 事業所における健康づくりに関するアンケート調査

市内の労働基準協会会員事業所（420事業所程度）を対象に、各事業所において実施されている健康づくりの取り組み状況について、調査を実施する。

## 4 委託の範囲

上記3に掲げる調査に係る以下の事項とし、調査項目ごとの詳細は別表1及び2の通りとする。

### (1) 調査票の印刷及び調達

受注者は、発注者が提示する原稿に基づき、別表1及び2において指定する調査票を印刷・製本又は調達し、発注者に納品するものとする。

なお、受注者は、印刷・製本又は調達の前段階において、発注者が提示する調査票原稿の内容について、発注者と協議の上、必要に応じて助言を行うものとする。

### (2) 封筒の調達・作成

受注者は、別表1及び2において指定する封筒を作成するものとする。

当該封筒は、発注者が指定する文字列等を印字するものとする。

### (3) 回収した調査票の点検・入力・集計

ア 発注者が回収した調査票について、記入内容の点検・データ入力・集計（単純・クロス）を行う。

- イ クロス集計の区分は、対象とする調査毎に別表 2 において指定するとおりとする。
- ウ 発注者が回収した調査票は、原則として開封せずに受注者に受け渡す。
- エ 発注者と受注者の間における調査票の運搬に係る費用は、受注者が負担するものとする。
- (4) 食習慣実態調査に係る個人結果票の作成  
食習慣実態調査への回答者のうちの希望者について、個人結果票（信号編及び詳細編）を作成する。

## 5 成果物の納品

| 番号 | 項目                                  | 期日               | 備考          |
|----|-------------------------------------|------------------|-------------|
| 1  | 食習慣実態調査、生活習慣等調査、乳幼児健康診査時調査に係る調査票    | 令和 3 年 10 月 18 日 |             |
| 2  | 食習慣実態調査、生活習慣等調査、事業所における健康づくり調査に係る封筒 | 令和 3 年 10 月 18 日 |             |
| 3  | 各調査への回答に係るパンチデータ及び集計表データ            | 令和 4 年 3 月 22 日  | Excel 形式とする |

※電子データは、ウイルスチェック済みの CD-R 又は DVD-R に格納すること

## 6 委託業務における留意事項

- (1) 成果品の所有権は発注者に帰属し、これを無断で加工、複製または使用してはならない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の状況に鑑み調査の一部を行わないこととした場合、契約額を減額する変更契約を締結するものとする。この場合において変更契約額は、当初契約時に受注者が発注者に提出する委託料の積算に基づき、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) その他本件業務委託において、仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- (4) 食習慣実態調査において、業務の一部を他の事業者等に再委託する場合は、別途発注者が指定する様式にて申請のうえ、発注者の承諾を得るものとする。

## 7 その他の留意事項

- (1) 責任者の任命及び作業の進捗状況報告  
受注者は、本委託に関する責任者を選任し、その進捗状況を管理するとともに、発注者の求めに応じて作業の予定及び進捗状況の報告を行うものとする。
- (2) 検査及び責任  
受注者は、本委託の実施にあたり、必要に応じて発注者の検査請求に応じなければならない。  
また、仕様書との不一致及び作業の不履行が発見された場合は、検査終了後であっても発注者と協議し、受注者は無償で是正措置を行うこと。